

(国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会 一般競争入札の実施)

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和 5 年 7 月 3 日

国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会 会長 林 浩昭

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の種類

国東半島宇佐地域世界農業遺産認定 10 周年記念シンポジウムパンフレット及び
記念誌の制作委託業務

(2) 委託業務の内容

仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 6 年 2 月 29 日まで

2 契約に関する事務を担当する部局と名称

国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会事務局

(大分県農林水産部農林水産企画課世界農業遺産推進班)

〒870-8501 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号 電話 097-506-3525

3 契約条項を示す場所及び日時

本公告と合わせて、ホームページ上に令和 5 年 7 月 13 日 (木) まで入札説明書を
掲載することにより契約条項を示す。

4 入札参加条件

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認め
る。

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者
であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する
者に必要な資格を取得している者であること。

(3) この公告の日前に、上記(2)に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の
手続を経て、入札の参加及び見積り、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領並びにこれらに
附帯する一切の事項の権限を大分県内の支店又は営業所等に委任している者

(4) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得て
いる者であること。

(5) この公告の日から下記 7 に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、
売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を
受けていない者であること。

(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者

が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

6 入札参加申請の提出期限及び提出場所

この入札に参加する者は、入札参加申請書を次の期日までに提出すること。

(1) 日時 令和5年7月13日（木）午後5時00分まで

(2) 場所 国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会事務局

7 入札書の提出及び開札の場所及び日時等

(1) 場所 大分県庁舎本館8階83室

(2) 日時 令和5年7月14日（金）午前10時00分

ただし、郵送の場合は、同月13日（木）午後5時までに必着のこと。

(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵送による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。

8 入札保証金に関する事項

見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

9 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に協議会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- (2) 過去2年間に国（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
- (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。

11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。